平成３０年（フ）第６１３号
京都府城陽市久世南垣内95番地の１　鷺坂の里２号
債務者　旭　　香代
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６２９号
京都市上京区今出川通大宮西入元北小路町162番地　サイトウビル201号
債務者　森田　宗義
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６３７号
京都市右京区西院北井御料町８番地１　井御料マンションⅡ　201号室
債務者　和佐美惠子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６４４号
京都府八幡市橋本尻江４番地の49
債務者　矢野　裕一
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５５２号
大阪府松原市天美東８丁目14番９号
債務者　森田　耕一
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５６５号
堺市西区鳳東町５丁424―１　ラ・メルシー鳳５Ａ、住民票上の住所京都市西京区川島滑樋町34番地17
債務者　山本　栄子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
福島県大沼郡会津美里町旭舘端字舘ノ内甲393番地
債務者　山内　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
福島県会津若松市日新町６番５号　マンション西203号
債務者　増子　　隆
1　決定年月日時　平成30年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第８１９号
大阪市中央区島之内２丁目２番10―603号
債務者　浦山　　潤
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０１８号
大阪府枚方市渚西１丁目５番15―401号
債務者　中村　政二
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０５１号
大阪市住吉区我孫子東２丁目２番23号シェモア我孫子　405号
債務者　中村　英樹
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０７６号
大阪市西区本田２丁目４番14号　コスモレジデンス　802
債務者　田中　龍雄
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０９５号
大阪府枚方市牧野北町８番５―308号、前住所大阪府枚方市牧野北町８番８―201号
債務者　大倉　勇二
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２９７号
大阪市平野区瓜破西３丁目３番26号　プリムヴェール瓜破201号室
債務者　岩下　香理
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３９５号
大阪市浪速区敷津西２丁目16番24号　グランパシフィック難波南　101号
債務者　川野　　悠
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４３０号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―304号
債務者　関川奈緒美
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４８３号
大阪市東淀川区菅原７丁目７番18―406号
債務者　秦　　隆富
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部